

令和3年分の年末調整の変更点は

国税庁ホームページに「令和3年分 年末調整のしかた」が、公表されています。
昨年と比べて変わった点は、以下3点です。



(1) 税務関係書類における押印義務の改正

扶養控除申告書などの年末調整の際に使用する書類も押印が不要になりました。

(2) 源泉徴収関係書類の電磁的提供に係る改正

年末調整の電子化にあたり、税務署長の事前承認が不要になりました。

(3) e-Tax による申請等の拡充

一部書類について、書面による提出に代えて電磁的記録を送信することが可能になりました。

◆ 扶養控除申告書等の年末調整の際に使用する書類に押印が不要になったことで、様式も変更になりました。

新様式では、氏名の後の「印」の文字が消えています。

◆ 令和3年分年末調整のしかたに掲載されている年末調整 Q&A には、新型コロナウイルス感染症に関連した Q&A もあります。

【問14】 当社は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員を休業させ、その従業員に休業手当を支給していました。この手当については、給与に含めて年末調整をする必要があるのでしょうか。

【答】 給与の支払を受ける人は、その勤務先から通常支給される給料や賞与以外にも、労働基準法に規定されている各種の手当等の支給を受ける場合があります。

このうち、例えば労働基準法第76条の規定に基づく「休業補償」（労働者が業務上の負傷等により休業した場合に支給されるもの）は所得税法の規定により非課税とされていますが、ご質問の「休業手当」については、そのような非課税規定はないため、その支給の際に所得税の源泉徴収を行う必要がありますし、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要があります。

出典：国税庁「令和3年分 年末調整のしかた」

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先から支給される「休業補償」には所得税が課税されるため、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要があります。

なお、勤務先から休業手当を受け取っていない場合に、雇用保険法の臨時特例法に基づき支給される「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」については、所得税は非課税となるため、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要はありませんので注意が必要です。